

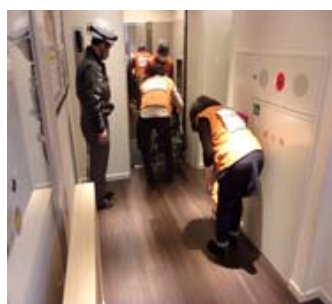
港区のエレベーターの安全についての取組が、「令和5年度住生活月間功労者表彰」において、国土交通大臣表彰を受賞しました

国土交通省は、住意識の向上を図り、豊かな住生活を実現するため、毎年度10月を「住生活月間」と定めて、総合的な啓発活動を展開しています。

「住生活月間」の中で、ゆとりある住生活の実現及び建築物の質の向上を図るため、優れた活動を行っている個人または団体を表彰しています。35回目の住生活月間となる今年度、港区のエレベーターの安全についての取組が評価され、国土交通大臣表彰を受賞しました。

◆ 表彰の対象となった港区のエレベーターの安全についての取組

- 1 区有施設におけるエレベーター事故発生時の対応訓練の実施
 - ➡区有施設を管理する職員を対象にエレベーター事故発生時の対応訓練を実施しています。
- 2 区内共同住宅におけるエレベーター閉じ込め対応訓練の実施
 - ➡共同住宅の管理組合等の住民を対象にエレベーター閉じ込め時の対応訓練を実施しています。
- 3 エレベーター事故風化防止や戸開走行事故の重大性を区民等に周知するパネル展の実施
 - ➡エレベーター事故の風化防止等を目的に区民向けのパネル展を開催しています。
- 4 戸開走行保護装置等の設置促進
 - (1)区有施設エレベーターにおける戸開走行保護装置設置の促進
 - ➡区有施設では、計画的に装置の設置を進め、令和4年度末現在、対象となる103台のうち102台への設置が完了しています。
 - (2)港区エレベーター安全装置等設置助成事業による既存民間施設への戸開走行保護装置等の設置促進
 - ➡既存の共同住宅等で新たに戸開走行保護装置等の安全装置を設置する際、設置費用の一部を補助します。
- 5 エレベーター用防災チェア等の無償配付事業の実施
 - ➡希望する共同住宅管理組合等にエレベーター用防災チェア等を無償配付しています。



区有施設でのエレベーター事故対応訓練



エレベーター事故風化防止等を目的としたパネル展



エレベーター用防災チェアと内容物の例